

業務用需給契約  
(選択約款)

【新潟南地区】

2019年10月1日実施

白根瓦斯株式会社

# 目 次

1	目 的 .....	1
2	選択約款の変更 .....	1
3	用語の定義 .....	1
4	適用条件 .....	1
5	契約の締結 .....	1
6	契約期間 .....	2
7	使用量の算定 .....	2
8	料金 .....	2
9	延滞利息 .....	3
10	単位料金の調整 .....	3
11	需給契約の補償料 .....	3
12	名義の変更 .....	4
13	契約の変更または解消 .....	4
14	契約の解約に伴う契約中途解約補償料 .....	4
15	本支管工事費の精算 .....	4
16	緊急調整時の措置 .....	4
17	その他 .....	5
	付 則 .....	6
	別 表	
第1	本体料金の算定方法 .....	7
第2	料金表 .....	9

## 1 目的

この選択約款は、ガスの供給に関し供給施設の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。

## 3 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、ガス小売供給約款における用語の定義によるほか、次のとおりといたします。

- (1) 「月別予定使用量」とは、契約開始月から終了月までの月ごとの予定使用量をいいます。
- (2) 「年間予定使用量」とは、月別予定使用量の合計量をいいます。
- (3) 「年間最低使用量」とは、年間の使用量が取り付けられたガスメーターの能力の200倍立方メートル以上、かつ、1万立方メートル以上の契約に定める量をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

## 4 適用条件

この選択約款は、新潟南地区において次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) ガスの年間予定使用量が、取り付けられたガスメーターの能力の200倍立方メートル以上、かつ、1万立方メートル以上であること。
- (2) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

## 5 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (3) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、月別予定使用量、年間予

定使用量を参考に、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。

- (4) 本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（業務用空調契約をいいます。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日またはガス小売供給約款への変更の日から 1 年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売供給約款への変更の場合はこの限りではありません。（5（5）において同じ）
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

## 6 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづきガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7 使用量の算定

ガス小売供給約款に準じます。

## 8 料金

- (1) 当社は、別表第 2 の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内に支払っていただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、ガス小売供給約款の定めによるものとしします。

- (4) 契約開始日から次の検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合はガス小売供給約款 22 (3) および (4) に定めるところによります。
- (5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は 8 (1) にもとづく 1 か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は 8 (1) の従量料金に準じて算定いたします。

## 9 延滞利息

ガス小売供給約款に準じます。

## 10 単位料金の調整

ガス小売供給約款に準じます。

## 11 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間最低使用量未達補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

### (1) 年間最低使用量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が年間最低使用量に満たなかった場合は、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間最低使用量未達補償料とします。

$$\text{年間最低使用量未達補償料} = a - b$$

a は、当該契約年度における実績年間使用量および各月の従量料金にもとづいて算定したガス小売供給約款に定める料金相当額の合計

b は、当該契約年度における実績年間使用量および各月の従量料金にもとづいて算定した業務用需給契約料金相当額の合計

## 1.2 名義の変更

ガス小売供給約款に準じます。

## 1.3 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および10の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 1.4 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解消が12(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、または12(2)の規定によるものであってお客様の契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。なお、補償料算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。

契約中途解約補償料 = 解約日の翌日から契約終了月までの残存月数 × 基本料金相当額

## 1.5 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## 1.6 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表第2の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、11の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

基本料金割引額 = 基本料金 × 調整時間 / 当該月の時間数

## 17 その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1 実施期日

この選択約款は 2019 年 10 月 1 日から実施いたします。

### 2 この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。



(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

1. 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
2. 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
3. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
4. 別表第1-1から別表第1-3の定めを算式に表すと下記のとおりです。  
料金＝基本料金＋従量料金×使用量
5. 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。  
料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第 2)

料金表

1 適用区分

使用量が年間 1 万立方メートル以上の場合に適用いたします。

2 料金表 (業務用需給契約)

(1) 基本料金

1 か月につき	4,400.00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	71.24円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。